

2012年自民党憲法改正草案を読む

2019年3月14日 城ヶ崎サークル例会

三好康昭

全体的な特徴

《普遍主義からナショナリズムへ》

◎ 歴史上の“近代”を作り上げた普遍的な政治原理

- ・自由・平等を中心とした人権の尊重
- ・法の支配と立憲主義
- ・代議制民主政治

→日本国憲法前文 「政治道德の法則は普遍的なものであり…」

◎改正草案

「日本にふさわしい憲法改正草案とする…」(Q&A)

改正草案制定の背景

ーなぜ、ナショナリズムかー

- 1 自民党下野時代に作られた。→自民党らしさを打ち出す必要。
保守のアイデンティティを鮮明にする。
「日本らしい日本の姿を示(す)新憲法の制定を目指す」(2010年
党綱領)
☞ ナショナリズムの強調
- 2 グローバル競争時代への対応
国内:格差社会
対外:中韓の台頭
☞ 国民の精神的結集軸としてナショナリズムを煽る

《改正草案の三つの特徴》

- 1 文化的なナショナリズム
- 2 軍事的なナショナリズム
- 3 二つを統合する共同体観念

〈注意〉 憲法は改正されていない。が、草案の目指す方向に日本は動いている。(とくに、安全保障と教育の分野)

文化的なナショナリズムーその1ー

《ナショナリズムの中核としての「天皇」の権威化》

《草案前文第一パラグラフ》

「日本国は、長い歴史と固有の文化をもち、国民統合の象徴としての天皇を戴く国家...である。」

“あこがれ天皇論”の復活？

「天皇をもってあこがれの中心として国民の統合を為し、その基礎において日本国家が存在していると思うのであります。...日本の国体というものは、いわば憧れの中心として、天皇を基本としつつ国民が統合しているというところに根底があると考えます。この点において、ごうも国体は変わらないのであります。」

(制憲議会での金森国務大臣の答弁)

文化的なナショナリズムーその1ー

《ナショナリズムの中核としての天皇の権威化》

1 天皇の元首化

元首とは...対外的に国を代表する。第一人者。

実質的な権限を持つ。(例、条約の署名)

2 「内閣の助言と承認」 → 内閣の**進言** (承認は失礼!)

3 憲法尊重・擁護義務を免除される。

4 天皇の「公的な行為」を明文で認める。

5 日の丸・君が代の尊重、元号制の明文化。←天皇の章に規定。

文化的なナショナリズムーその1ー

《ナショナリズムの中核としての天皇の権威化》

Q1 日本は天皇を戴く国家であったと言えるでしょうか。また、これからもそうあるべきだと思いますか。

→

Q2 天皇制がこれまで続いて来た理由は何でしょうか。

→

Q3 なぜ、草案は天皇の権威を高めようとするのでしょうか。

→

文化的ナショナリズムーその2ー

国民共同体

(1) 共同体への帰属意識を説諭 (憲法の道德化)

◎前文 第三パラグラフ

「...日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って、国家を形成する。」

☞ 愛国心・国防意識の根拠としての国民共同体。

☞ 和の精神と相互扶助によって共同体は作られる。

→ 復古的性格とグローバル競争時代に対応する性格。

(「和の精神」は、聖徳太子以来のわが国の徳性である。Q&A)

文化的ナショナリズムーその2ー

国民共同体 (補足)

(2) 社会の基礎単位としての家族

◎改正草案24条1項

「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。」

☞ 国民共同体の基礎単位・中核として家族を意義づける。
→復古と自助の両面の性格。

文化的ナショナリズムーその2ー

国民共同体

(3) 血縁共同体と排外主義

◎改正草案の前文 第五パラグラフ

「日本国民は、よき伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を確定する。」

☞「国家は先祖より子孫に受け伝えていくべき連続性であるべき」
(八木秀次)であり、憲法を制定するのはそのためだ。

☞国民共同体は血縁共同体である。市民権を有する者の共同体ではない。

→永住外国人に地方自治体の選挙権・被選挙権を否認。

(草案94条2項)

基本的人権の変質

個人主義から国家主義へー1ー

(1)個人の権利から人の権利へ①

◎現憲法13条:「すべて国民は個人として尊重される。」

◎改正草案13条:「すべて国民は、人として尊重される。」

Q どう違うのでしょうか?

→

「個人」と対になる言葉→集団、家族、会社、共同体、国家...

「人」の対語は→人間以外のもの、獣、動物...

基本的人権の変質

個人主義から国家主義へー1ー

(1)個人の権利から人の権利へ②

・「個人として尊重される。」

→その人がどんな集団に属しているかを問わない。

個人主義...個人が価値の源泉。個人の属性を問わない。

共同体主義...ある集団に属する限りでその個人に価値を認める。

・「人として尊重される。」

→動物としてではなく、人として尊重される。人としてどのように尊重されるのか、「尊厳を持った存在として」尊重されるのか、語られない。抽象的に、「人として」尊重される。

基本的人権の変質

個人主義から国家主義へー1ー

(1)個人の権利から人の権利へ③

《2013年9月4日最高裁大法廷判決》

◎民法900条第4号

「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の1/2とする。」

・争点...民法の規定は憲法の「法のもとの平等」に反しないか。

・判決...

・判決理由...「父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択、修正する余地のないことを理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、権利を保障すべきだという考えが確立されてきている。」

基本的人権の変質

個人主義から国家主義へー2ー

(2)自然権から実定権へ①

〈A〉現憲法19条:「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」

Q この文章の主語は何ですか。

→

- ・基本的人権—国家権力によっても奪うことができない権利=前国家的な権利。⇔天賦人権説
- ・保障の方法—憲法に書き込み、行政のみならず立法による侵害を禁じる。⇔裁判所の違憲立法審査権

基本的人権の変質

個人主義から国家主義へー2ー

(2)自然権から実定権へ②

〈B〉実定的な権利としての人権

改正草案19条:「思想及び良心の自由は,保障する。」

Qこの文の主語は何ですか。

→

◎人権ー実定権=国家が認めた権利。

↑

「人権規定も、我が国の歴史、文化、伝統を踏まえたものであることが必要...西欧の天賦人権説に基づいて規定されている規定は改める必要がある。」(Q&Aより)

基本的人権の変質

個人主義から国家主義へー3ー

(3)人権に対する制約①

- ・ 現憲法 :「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、**公共の福祉に反しない限り**、...最大の尊重を必要とする。
- ・ 改正草案:「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、**公益及び公の秩序に反しない限り**、...最大限に尊重されなければならない。」

※違いは？

Q&Aは、人権を主張する場合に、他人に迷惑をかけてはならないのは当然のことで、そのことを明文化しただけ、という。果たしてそうか。

基本的人権の変質

個人主義から国家主義へー3ー

(3)人権に対する制約②ー表現の自由を例にー

- 現憲法21条:「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」
- 草案21条2項:「前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。」
- ☞ 国家(行政、立法)による判断(裁量)の幅が拡大している。
目的という内心の事由を理由に規制できる。c.f 共謀罪法(2017年)

軍事的ナショナリズム

戦争の放棄から安全保障へー1ー

(1)平和主義の精神の希薄化①

◎現憲法の前文

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」

軍事的ナショナリズム

戦争の放棄から安全保障へー1ー

(1) 平和主義の精神の希薄化②

◎改正草案の前文

「我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な位置を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。」

Q 憲法前文と比較して、どんな違いを感じますか。

軍事的ナショナリズム

戦争の放棄から安全保障へー1ー

(1) 平和主義の精神の希薄化③

主語の違い...「日本国民は」→「我が国は」

- i) 現憲法: 一人一人が主体となって、平和をつくる決意を謳う。
→全世界の人が「平和のうちに生存する権利」を持っていることを宣言している。
- ii) 草案: 「平和主義の下...世界の平和と繁栄に貢献する。」
“制度としての平和主義”を掲げる。
→国家の仕組みとして既にあるものとして平和主義を語る。

軍事的ナショナリズム

戦争の放棄から安全保障へー2ー

(2) 国防軍の創設 ①

《第二章のタイトルの変更》

現憲法「戦争の放棄」→草案「安全保障」

変更した理由

☞ 放棄したのはカッコつきの「戦争」である。

→「安全保障」のためには軍事力に訴える。

→現憲法9条2項・「戦力の不保持」の規定は削除。

軍事的ナショナリズム

戦争の放棄から安全保障へー2ー

(2) 国防軍の創設 ②

《不戦条約(1928年)》

「締約国は、国際紛争解決のために戦争に訴えることを非とし、...
国家の政策の手段としての戦争を放棄する。」

☞ 初めて「戦争を違法化」した画期的な条約。帝国日本も調印。
ただし、ここで言う「戦争」は「侵略戦争」をさし、**自衛のための戦争**は含まない、と理解された。

軍事的ナショナリズム

戦争の放棄から安全保障へー2ー

(2) 国防軍の創設 ③

《自衛のための戦争》

- ・現憲法9条1項:「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」
- ・草案9条1項:「国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。」(武力を保持しているが使わない)

👉 **ともに**、自衛のための戦争は放棄していない、と解釈されている。

軍事的ナショナリズム

戦争の放棄から安全保障へー2ー

(2) 国防軍の創設 ④

《戦力の保持》

- 現憲法9条2項「陸海空軍、その他の戦力は保持しない。交戦権は認めない。」
 - ☞ 戦力を持たない以上、侵略のためと自衛のためとを問わず、一切の戦争(武力の行使と威嚇)を放棄したものと解釈される。
- 草案9条2項「前項の規定(戦争の放棄)は、自衛権の発動を妨げるものではない。」☞ 自衛ための戦争と戦力の保持を認める。

軍事的ナショナリズム

戦争の放棄から安全保障へー2ー

(2) 国防軍の創設 ⑤

《集団的自衛権》

Q&A 「この自衛権には、国連憲章が認めている個別的自衛権や集団的自衛権が含まれていることは、言うまでもありません。」

☞ 2015年の新安保法制を先取りする。海外での戦争を当然視野に置く。→「自衛隊」から「国防軍」へ

軍事的ナショナリズム

戦争の放棄から安全保障へー2ー

(2)「国防軍」の創設 ⑥

《国防軍創設の規定(9条の二)》

1項:「わが国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、
...国防軍を保持する。

Q 自衛隊を「国防軍」という名前に変えた理由は何か。

→

3項:国防軍は、国際平和活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

軍事的ナショナリズム

戦争の放棄から安全保障へー2ー

(2) 国防軍の創設 ⑦

《軍事審判所》

9条5項：軍規違反、軍事機密漏洩の罪を裁くため、国防軍に審判所を置く。

☞ 現憲法で特別裁判所の設置は禁止されているので、名前を「審判所」にし、通常裁判所へ上訴できるとした。が、秘密の軍事法廷が設置されることに変わりがない。

→「**人権の番外地**」が作られる。

※ 2013年に「特定秘密保護法」が作られ、軍事機密法へ一歩進めた。

軍事的ナショナリズム

戦争の放棄から安全保障へー2ー

(2) 国防軍の創設 ⑧

《徴兵制》

草案9条の三:「国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土,領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。」

- 👉 国の責務を定めた条文の体裁だが、国民の側からは、国への協力義務を定めた規定とみることができる。
→徴兵制の根拠となりうる。

軍事的ナショナリズム

緊急事態条項の創設

草案98条1項:内閣総理大臣は、外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の緊急事態において、...緊急事態の宣言を発することができる。」

草案99条1項:「緊急事態の宣言が発せられたときは、...内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができる。」

☞ 非常を名として人権も停止できる。立憲主義の否定。

軍事的ナショナリズム

改正草案後の動き—まとめに代えて—

《2013年9月時点での予測》

- ・機密保護法制の整備⇔次の国会に特定秘密保護法案提出。
- ・軍法会議の設置⇔改正草案に規定
- ・武器輸出三原則の廃止
- ・非核三原則の廃棄
- ・海外での自由な軍事行動⇔集団的自衛権と国際平和維持活動への参加を名として。
- ・軍事・有事を理由とする人権の制限⇔緊急事態の憲法化
- ・軍事力の肥大化